

広島県告示第九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十八年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | |
|--------------|-------------------|---------------|
| 告示番号 | 平成二十七年広島県告示第百六十五号 | |
| | 所在地 | |
| 土砂災害警戒区域 | | 広島県三次市吉舎町安田地内 |
| 区域の名称 | 土砂災害原害 | 土砂災害特別警戒区域 |
| | 土砂災害原象 | |
| 平石川（二三七隣） | 土石流 | / |
| 角利上（五〇九一） | 土石流 | |
| 角利上（五〇九一隣一） | 土石流 | |
| 角利左支（五〇九二） | 土石流 | |
| 角利左支（五〇九二隣二） | 土石流 | |
| 角利川一（九〇五二） | 土石流 | |
| 角利川一（九〇五二隣一） | 土石流 | |
| 角利川二（九〇五三） | 土石流 | |